

初診時選定療養費改定のお知らせ

令和4年度診療報酬改定に伴い、一般病床数200床以上の地域医療支援病院に義務付けられている、紹介状を持たずに受診した場合に徴収する「初診時選定療養費」の金額が変更となります。

紹介状を持参せずに受診された場合

変更前 (令和4年9月30日まで)	変更後 (令和4年10月1日より)
5,500円(税込)	7,700円(税込)

- 初診であっても下記の場合、選定療養費のご負担はありません。
 - ・他の保険医療機関からの紹介状を持参された方
 - ・救急（夜間・休日・救急搬送等）で受診された方
 - ・労働災害、公務災害の方
 - ・公費負担医療制度の受給者の方
(ひとり親家庭医療・乳幼児医療・こども医療の助成制度は除く)
 - ・通院中の診療科から院内紹介されて新たな診療科を受診する方 等

皆さまのご理解とご協力を宜しくお願い致します。

JCHO 埼玉メディカルセンター

令和4年9月作成